

奈良・飛鳥京跡苑池遺構

1 所在地

奈良県高市郡明日香村岡小字ゴミ田・出水・林・井手ノ上・西フケ

2 調査期間

第二次調査 二〇〇〇年(平12) 十一月～二〇〇一年四月
第三次調査 二〇〇一年五月～八月
第四次調査 二〇〇一年十一月～二〇〇二年二月

3 発掘機関

奈良県立橿原考古学研究所

4 調査担当者

ト部行弘・山田隆文

5 遺跡の種類

庭園跡



(吉野山)

6 遺跡の年代 飛鳥時代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

飛鳥京跡苑池遺構は、飛鳥京跡に付随する庭園遺跡で、飛鳥川の右岸低位段丘面に立地する。飛鳥京跡上層遺構とは、内郭の北西に隣接する位置関係にあり、

遺跡からは飛鳥川を挟んだ南西対岸の川原寺や橘寺を直接望むことができる。

一九九八年の第一次調査において、一九一六年に石造物が二点出土した場所を再発掘したところ、苑池であることが判明した。この調査では池の南岸付近を検出したが、苑池が北方に広がることを確実にしたので、次年度以降、苑池の範囲と形態の確認を目的として、第二次(飛鳥京跡第一四三次)調査・第三次(飛鳥京跡第一四五次)調査・第四次(飛鳥京跡第一四七次)調査を引き続き実施した。以下、検出遺構の概要を一括して記すこととする。

苑池に関わる遺構には、南池SG九八〇一と北池SG〇〇〇一、その間の渡堤SX〇〇〇二、北池から派生する水路SD〇〇一三、および掘立柱列、石組溝などの周辺施設がある。

南池SG九八〇一は周囲に石積み護岸をめぐらせ、底に平らな石を敷き詰めている。護岸は渡堤が兼ねる北岸のほか、西岸の一部長さ三二m分を検出した。西岸は出入りのない直線であるが、南端は緩やかに東に曲がりこんで南岸に至る。石積みは現状で高さ八〇cm、四段が遺存する。敷石は一〇～三〇cm大で一重に敷かれ、勾配は全く付けられておらず水平である。ただし西岸際にのみ四m幅で上面にさらに一層の敷石が施されており、改修による造作と思われる。

池中では中島SX九八〇五、島状石積み、流水施設などを検出した。これらは南北にはほぼ等間隔に配されている。中島SX九八〇五

の平面形は不整曲線からなり、東西両端は丸く収め、北辺と南辺に二カ所の半島状の張り出しを有する。東西長約三・二m南北最小幅約四・五mで、東西軸は渡堤SX〇〇二とほぼ並行している。周囲は石積み護岸を備え、現状で三段、高さ一mが遺存する。

島状石積みは、敷石上に六m×一mの範囲で、石敷きよりもやや大きめの石を高さ六〇cmに積み上げたもの。平面形は不整楕円形で、南辺と西辺の二カ所に小さな張り出しがあるが、明確に輪郭をなす石は置いていない。上面は比較的平らであるが、面を揃えて敷き詰めていない。

南岸付近では、一九一六年に石造物を抜き取った坑を検出し、その先端から一・五m離れた地点で新たに石造物一点を、抜取坑の東に接して別の石造物を一点検出した。前者は池底より樹立した状態で出土した。花崗岩の石塊を成形し、上部には横方向に孔を貫通させている。高さ一六五cm、裾部幅一二五cm、裾部厚さ七二cm、孔径九cm、重さ約二・五t。抜取坑の長軸と石造物の孔の方向が一致しており、池外の南側から水を石造物伝いに流し、最後に噴水のように水面に放水していたのであろう。後者は、平らな石塊の内側を槽状に削り抜いたもので、水を溜める施設と考えられる。底面近くには水を抜くための孔が穿たれている。長さ約二七〇cm、幅約二〇〇cm、厚さ六〇cm、重さ約三・六t。石造物への導水経路については不明である。

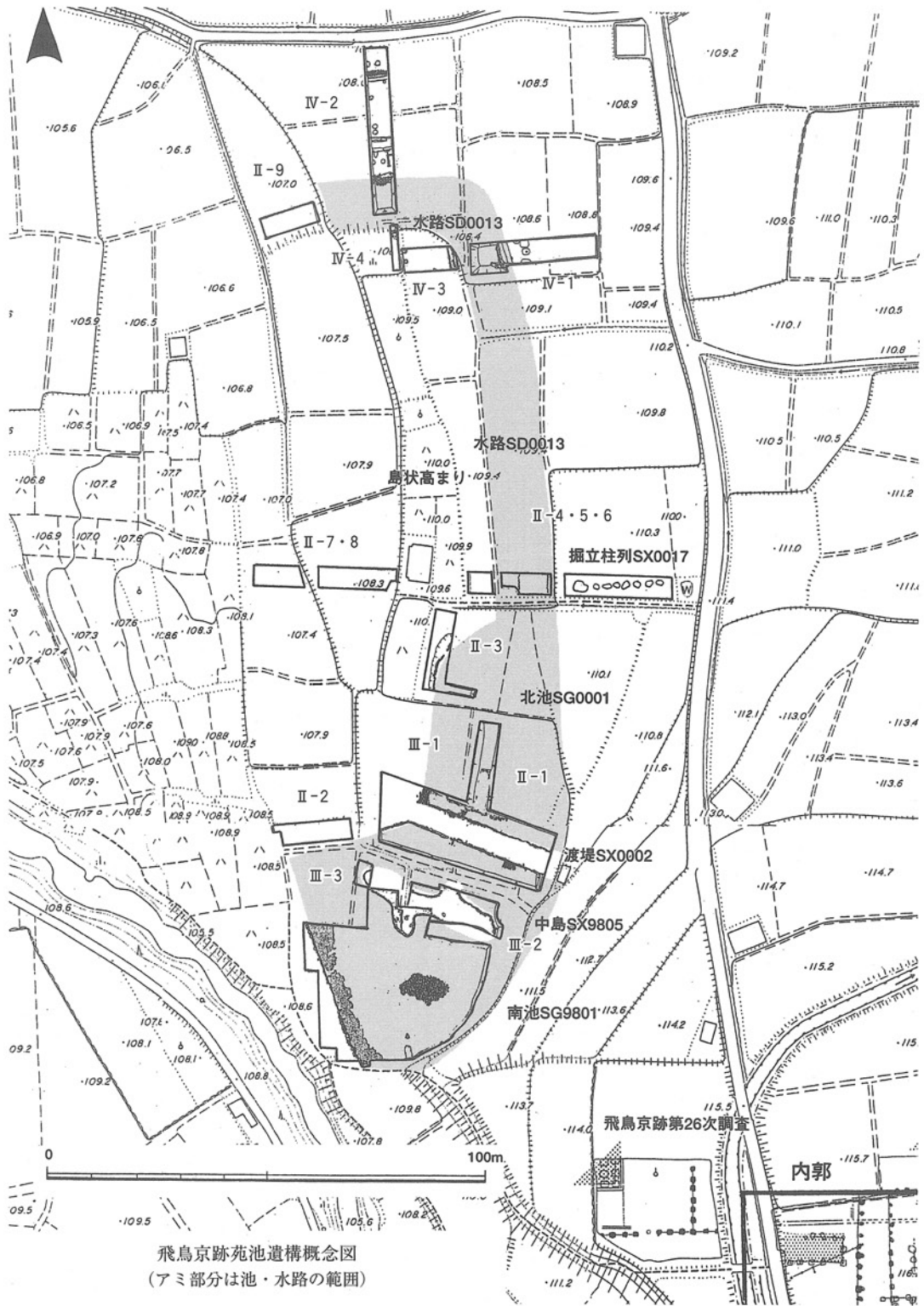
南池SG九八〇一の範囲と形態についてはいまだ確定していない。しかしながら、東岸は自然地形の段丘崖を利用していた可能性が高く、そうした場合、平面形は南岸から東岸を段丘面の形状に合わせた不整四角形で、流水施設を南端に据えて扇形に開く形態であったと考えられる。その平面規模は、南北長約六〇m東西長約六五mに復元できる。

北池SG〇〇〇一は、南池と同じく周囲に石積み護岸をめぐるし、底に敷石を敷設している。ただし池底には傾斜がついて擂鉢状に窄まり、約二mの高低差がある。敷石は面的には敷き詰められておらず、上下の重なりがみられる。大小不揃いの上、相互の噛み合わせも不十分で安定感に乏しい。

北池の護岸は渡堤で兼ねる南岸のほか、西岸を二カ所で検出した。西岸は高さ約一m長さ約三三mの直線であるが、渡堤に取り付く部分では階段状になっているなど、構造に差異が認められる。

北池南端の渡堤護岸際では、盛土と縁石からなる犬走り状の平坦面を二面検出した。両者には時期差があり、築造当初のものを改修時に埋め立てている。

渡堤SX〇〇〇二の検出規模は幅五m長さ三三m。同幅・直線で続き、方位は西で約一八度北に振れる。南北両側に石積み護岸を備える。東端は未検出で、西端は北側護岸が直角に屈曲して北池の西岸を形成し、南側護岸は同じ位置で一四二度に屈曲してさらに西方



へ直線で続く。護岸の石積みは南北で差異がみられ、北池側は用石が小振りで積み方も粗い。

渡堤SX〇〇〇二の基底には南池と北池の通水を図るための木樋が二本敷設されている。両者には時期差があり、築造当初のものが改修時に平坦面の造成で埋め立てられたため、新たに平坦面上に設置し直している。

水路SD〇〇一三は三カ所のトレンチで確認した。北池より北に派生し、南北に長い島状の高まりを取り巻いて西方（飛鳥川）に抜ける一連の遺構と想定している。基本的な構造は、ベース土を大きく□形に掘削して両側に石積み護岸を備えたもので、底面は平らに掘削した地山のままで、石は敷かれていない。検出場所によって寸法・護岸の形状が異なる。水路幅は一〇～一二m、護岸の高さは〇・九～二・二m。改修によって新たに護岸を内側に敷設している部分もある。注目すべき点として、底面には勾配はつけられておらず、水平を保っていること、水路SD〇〇一三が取り巻く内側の護岸の高さが外側よりも高いことがあげられる。これらのことから北池から一連で滞水し、水路の内側にある高まりが築造当初のものであることがわかる。

水路内の堆積土は三カ所ともほぼ同じ状況にある。基本層序は厚薄があるものの、上から順に耕作土、暗褐色粘質土（中・近世）、有機質土（平安～鎌倉時代）、暗青灰色粘土（飛鳥時代）、となっている。

木簡は、南池SG九八〇一から一七点（第二次調査のⅡ―トレンチから七点、第三次調査のⅢ―トレンチから一〇点）、北池SG〇〇〇一から一点（第二次調査のⅡ―トレンチ）、水路SD〇〇一三から一五四点（第二次調査のⅡ―トレンチから六十四点、第四次調査のⅣ―トレンチから六十四点、同Ⅳ―トレンチから二五点、同Ⅳ―トレンチから一点、計一七二点出土した。

南池SG九八〇一の木簡はいずれも渡堤際からの出土で、南池の大半にあたる第一次調査地からは出土していない。出土層位は一点が敷石の直上に堆積した平安時代から鎌倉時代にかけての有機質層中、残りが敷石直上である。

北池SG〇〇〇一の木簡は、敷石と有機質土層の間に部分的に堆積している粗砂層から出土した。

水路SD〇〇一三の木簡は四カ所のトレンチから出土しているが、出土状況がほぼ同じであることから、木簡は水路内の全範囲にわたって包含されているとみられる。以下、水路内の主なトレンチの木簡の出土状況について述べる。

Ⅱ―五トレンチは水路SD〇〇一三の最も南よりの調査区である。出土位置を確認できた木簡は一点で、いずれも暗青灰色粘土より出土している。平面分布は特に集中している箇所はなく散在的である。また垂直分布についても上層から最下層まで偏在することなく出土した。

IV—一トレンチはII—五トレンチより八〇m北側に設定した。出土位置を確認できた木簡は一六点で、いずれも暗青灰色粘土より出土している。平面分布は、三点が護岸に五〇cmの距離で近接している他は、特に集中している箇所はなく、散在的である。垂直分布については、二点が一〇六・七m前後の最上層より出土した以外、残る一四点はすべて一〇六・一一一〇六・五mの間より出土しており、最上層の二点が流入・堆積した時期は他のものよりも下ると思われる。木簡個々については、水路方向と四五度以内の振れにあるものは一六点のうち七点で、流路方向に対する規則性は見出しがたい。また、木簡堆積時の接地勾配は、半数以上が二cm以内に収まる。

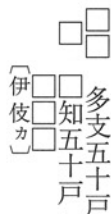
IV—二トレンチはIV—一トレンチから水路が直角に屈曲して西へ二五mのところを設定した。出土位置を確認できた木簡は一五点で、いずれも暗青灰色粘土から出土しており、最下層の青灰色砂礫混粘土に木簡が含まれるかについては未確認である。平面分布はトレンチ南東隅において木簡三点と木製品二点が南北に連なって集中する一群がある。これらの遺物は、層位的にも青灰色砂礫混粘土の上面に堆積しており、一括性が高い。この他は特に集中する箇所がなく、三m方眼による単位面積あたりの出土数もほぼ同じである。垂直分布は前述したトレンチ南東隅の一群以外は二〇六・一九一—二〇六・五〇mの暗青灰色粘土の全範囲より出土しており、層位的な偏在は認められない。木簡個々については、水路方向と四五度以内の振れ

にあるものは、七点でIV—一トレンチと同様、流路方向とは無関係である。また、木簡堆積時の接地勾配は、最小〇・一cmから最大六・九cmまで幅があるが、半数以上が二cm以内に収まる。

これらの水路SD〇〇一三から出土した木簡は、分布が一カ所に集中することなく、埋立土とは見受けられない自然堆積層に包含されていたことからみて、直近の護岸より一時に投棄されたものでないことは明らかである。

8 木簡の釈文・内容

南池SG九八〇一(II—一トレンチ)

- (1)  多支五十戸 伊久
知五十戸 伊伎カ

(裏面には「大」「知々」など多くの習書あり) 173×47×3 065

- (2) 「長」 (29)×25×10 015

南池SG九八〇一(III—一トレンチ)

- (3) ・大山下

・ (55)×(12)×2 081

- (4) 佐留陀首□夫
〔倭カ〕
□□
(122)×25×4 019
- (5) 〔倭カ〕
□□
(47)×38×6 019
- (6) 利□
〔須カ〕
(40)×(13)×3 081
- (7) □□□□□
〔薬カ〕
□□□□□
(133)×(12)×4 081
- 北池S G O O O I (IIートレンチ)
- (8) ・「奉
□□□□
(244)×25×5 019
- 水路S D O O I 三 (IIー五トレンチ)
- (9) ・「大夫前恐万段頓首白 □〔僕カ〕真乎今日国」
・「下行故道間米无寵命坐整賜」
293×31×6 011
- (10) ・ □病齊下甚寒
・ 薬師等薬酒食教鼓酒
(244)×42×4 081*
- (11) ・「丙寅年□□□□□
廿一日□□□□□」
・「十八日子古鮑一列勅人奈□
十九日寅古鮑三井上□□□□
〔女カ〕
(162)×35×5 011
- (12) 「加ッ麻□十 波々支道花六
加庖四 □草二知々
□□三 五百木□四
〔マカ〕
(165)×(39)×5 081
- (13) ・〔油カ〕都□加 石□□
・「史□□□□□一人
〔刻書重書〕
(162)×23×4 011
- (14) ・「坂田評歌里人錦織
・「主寸大分
(151)×18×3 033
- (15) 「∨□佐評椋椅マ∨」
(102)×34×4 031
- (16) ・∨□五十戸」
・〔表面刻離〕秦…□□倭」
(157)×19×3 033
- (17) ・「∨□□□□□
・「∨丈マ小山□□□□□
(121)×23×4 039

(18)	・「>高屋郎女」		(27)	百七束」	(126)×25×4	019
	・「>嫂女□王」 〔非カ〕	106×14×4 032	(28)	并十二」	(200)×18×5	019
(19)	「>委佐俤三升」	81×14×3 031 *	(29)	「伯女」	35×12×4	021
(20)	「>五石八斗」	123×21×4 032	(30)	「有□□ 嶋官 □」	(142)×60×7	065
(21)	「>中衣□□」 〔四カ〕	100×10×3 032	(31)	宿祢三留末呂	(103)×(10)×4	081
(22)	「>月」	51×13×3 032	(32)	・「□□□□」 「□之之之此□」	110×(21)×2	081
(23)	・「>三 (刻書)」 〔下カ〕	(36)×(11)×3 039	(33)	北一言知□□□		091
	・「>□ (刻書)」			水路SDOO三(Vーートレンチ)		
(24)	・「于官 干□□」 〔官カ〕	波ツ□□ 〔開カ〕	(34)	「造酒司解伴造廿六人	(141)×19×5	019
	・「□□	(187)×31×3 019	(35)	・「□□三分亡肖三分□		
(25)	日下マ真□□人 〔次カ〕 大伯マ□□ 〔多初カ〕	(161)×(35)×3 081		・「松カ」 □□羅□□斤□□□	(178)×28×2	019
			(36)	・「十取 廿取 卅取 □		
(26)	「山田肆」□ 〔束カ〕	(71)×(22)×4 081		・「五□六七□」十一十二□	(142)×25×3	019

- (37) ・「猪名マ評宮」
 ・「政人野甘マ」
 (61)×21×6 019
- (38) ・「安怒評片県里人田辺」
 ・「汗沙之『又宮守』『物マ』□
 「人知」」
 151×25×4 011*
- (39) ・「戊子年四月三野国加毛評」
 ・「度里石マ加奈見六斗」
 181×22×5 011
- (40) 「井手五十戸刑マ赤井白米」
 160×18×5 011
- (41) ・「▽□□評丹生」
 ・「▽□□マ」
 (83)×21×5 039
- (42) ・「▽丙□□年六」
 ・「▽□□□」
 (76)×(24)×4 039
- (43) ・「許刃主寸可□□□」
 ・「倭」
 114×26×5 051
- (44) 「▽生海松」
 84×17×4 032

- (45) 「▽阿支奈勢□□」
 112×30×4 032
- (46) 「▽佐□□王」
 116×16×4 032
- (47) ・「春春春春春春」(他に習書あり)
 ・「□□」(他に習書あり)
 222×27×5 011
- (48) 「座カ」
 德德天之下
 (124)×(49)×(3) 081
- (49) ・□登天□
 □人□
 (166)×(13)×4 081
- (50) ・「□高侍連千足三処□」
 ・「□□□□□国□□□」
 (176)×22×4 081
- 水路S D O O I I I (V I I トレンチ)
- (51) ・「西州統命湯方麻黄□」
 石膏二両 (他に石・命・方の刻書あり)
 ・「当帰二両 杏人冊枚」
 乾薑三両「其」□水九□□
 (215)×40×3 019*

- (52) ・「戊寅年十二月尾張海評津嶋五十戸」
 ・「韓人マ田根春赤米斗加支各田マ金」^{〔春〕} 234×35×6 011＊
 (53) ・「尾治国春マ評池田里」
 ・「三人人マ」^{〔米六斗入〕} 173×26×4 011
 (54) ・「遠水海国長田評五十戸」
 ・「匹沼五十戸カ」^{〔五斗カ〕} 180×22×4 051＊
 (55) ・「三野国安八麻評」 126×23×4 032
 (56) ・「高志国利浪評」
 ・「ツ非野五十戸速鳥」 114×(18)×6 051＊
 (57) ・「播磨国明伊川里五戸海直恵万呂」
 ・「俵一斛 行司春米玉丑」 156×31×6 051＊
 (58) ・「く大伯郡土師里土師」
 ・「く寅米一石」 111×28×3 032
 (59) ・「く山田評」^{〔山田評〕} 137×21×3 033
 (60) ・「く前軍布」 81×21×6 031＊

(61) ・「大棟費直伊多

・「大棟費直伊多

(138)×29×3 059

(1)は二次的加工を受けている。表は五十戸名を列記する。多支五十戸(タキノサト)は、『和名抄』では大和国宇陀郡、伊勢国多気郡、備中国賀夜郡、出雲国神門郡にみえる。

(9)は完形の文書木簡。「大夫の前に恐み万段頓首して白す。僕真乎、今日国に下り行く故、道の間の米なし。寵命に坐せ整え賜え」と読む。(10)は表に病気の症状を、裏に薬師らの指導内容を記す。(11)の丙寅年は天智五年(六六六)。(14)は近江国坂田郡にあたるが歌里は『和名抄』にみえない。(19)はワサビの付札。(30)は容器の底板などの材に記されたもの。嶋官(シマノツカサ)は他に例がない。七世紀特有の官司名であるが、「嶋」の名称から推して、苑池を管理するために設置されたものと考えられる。

(34)は「造酒司」「解」とあることから大宝令施行後の木簡と考えられ、藤原遷宮後の飛鳥の利用を考える上で重要な史料となる。伴造は酒部のこと、酒・酢の醸造や酌、献酒などを職掌とした。(35)の亡消・松羅はいずれも薬物の名称。(37)は伊勢国員弁郡美耶郷。(38)は伊勢国安濃郡片県郷。(39)の戊子年は持統二年(六八八)。「和名抄」の美濃国賀茂郡日理郷にあたる。(40)は『和名抄』には伊勢国飯野郡、出羽国飽海郡、越前国足羽郡、加賀国石川郡に井手郷がみえ

る。⁶²は丙戌年としてよければ朱鳥元年（六八六）。

⁶¹は西州統命湯の成分を記載したもの。西州統命湯は医学書を集成した『外台秘要方』（王燾著、七五二年成立）や同時代の医学書『千金要方』（孫思邈著、六五〇年代成立）にもみられる中風（卒中）の薬である。記載されている成分やその記載順序を比較すると、『千金要方』が最も近い。⁶²の戊寅年は天武八年（六七八）。尾張海評は尾張国海部郡だが、『和名抄』に津嶋五十戸はみえない。津嶋神社が所在する愛知県津島市付近であろう。赤米の貢進物付札。斗加支とは枅で、計量する際に均すための棒のことであるが、ここではその作業を指すと考えられる。⁶³も尾張国の木簡で、尾張国春部郡池田郷にあたる。⁶⁴は遠江国を「遠水海国」と表記する。『令集解』戸令戸籍条古記に、近江を「水海」と表記する例がある。石神遺跡出土木簡にも「近水海」の国名表記がみえる（『奈良文化財研究所紀要二〇〇三』第三〇号木簡）。『和名抄』の遠江国長上郡蟾沼郷にあたる。⁶⁵は美濃国安八郡。⁶⁶は分割前の越国からの荷札木簡。越中国砺波郡にあたるがツ非野五十戸は不明。「速」は、筆順や縦画が下までのびていることなどから、「造」ではなく「速」とした。⁶⁷は評（または郡）字が欠落しており、播磨国明石郡のこと。伊川里は『和名抄』にはみえないが、神戸市西区に地名が残る。裏の「行司」は担当者を示すのであろうか。⁶⁸は備前国邑久郡土師郷。大宝令施行後の木簡である。⁶⁹の「前」は木簡の形態や物品名から

考えて隠岐国海部郡佐吉郷（平城宮木簡。藤原宮木簡では海評前里）のことか。⁶¹の二文字目は、筆跡は明瞭であるがよくわからない。姓のアタヒを「費直」と記す点が注目される。人物画像鏡銘文や元興寺塔露盤銘などの古い金石文や『百濟本紀』（『日本書紀』欽明二年七月条所引）に費直の例がみられ、『続日本紀』神護景雲元年三月乙丑条にも庚午年籍作成時に誤って直を費と記載されたことがみえる。なお、表裏とも「費」「直」の中間あたる位置に穿孔がある。

木簡群の年代については、最も古いもので丙寅年（六六六年）、最も新しいものは大宝令施行後であり、三五年以上の幅がある。一度に投棄された状況にはないことから、右のように長い年月の間に少しずつ埋没していったものと考えられる。

苑池遺構から出土した木簡は、苑池の性格や利用状況をそのまま反映しているわけではないが、出土状況などからもわかるように、苑池を含む周辺一帯の性格を何らかの形で表わしているとみてよいだろう。苑池は内郭のすぐ北西に隣接しており、苑池自体も内郭の付属施設と考えられるので、木簡の廃棄主体としては内郭と密接に関わる役所、例えば大宝令制の宮内省のような官司が想定される。

木簡の内容を概観すると、おおよそ米・酒・医療・苑池に関するものに区分できる。米に関しては、米の貢進物付札、米の請求を行なった文書木簡などがそれぞれあり、多量の米を管理する役所が存在したらしい。後の大炊寮的な性格がうかがわれるほか、多量の米を

消費する役所として造酒司も存在したと考えられる。尾張国からの赤米は酒の原料と考えられ、造酒司解の文書木簡や（備前国）大伯郡からの米の荷札がみられることから、藤原に遷宮した後もなおこの地で造酒作業などが続けられていたと推測できる。医療に関する木簡が多い点は、後の典藥寮のような役所からの廃棄が想定できる。

この木簡群を廃棄したのは内郭を支えた役所と考えられるが、右のように、大炊寮・典藥寮・造酒司・園池司など大宝令制の宮内省に付属する諸官司の職掌と一致するものが多い。七世紀の「宮内官」の具体的な組織は明らかでなく、大宝令制のように宮内省の下部組織として統合されていたかどうか不明であるが、実態を知る上では重要な史料といえるだろう。個々の木簡に立ち入ってみれば、例えば米の荷札には短冊形が多いなど興味深い点も多数あるが、ここでは全体的な性格をまとめるにとめておく。

なお、木簡の釈読は、京都教育大学の和田萃氏、奈良大学の東野治之氏と鶴見があたった。釈読作業の段階では多数の方々から貴重なご教示をいただいた。

9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所「飛鳥京跡発掘調査概報」（奈良県遺跡調査概報二〇〇一年度、二〇〇二年）

同『飛鳥京跡苑池遺構調査概報』（学生社、二〇〇二年）

（117・9 ト部行弘、8 鶴見泰寿）

